第十八号の二中「第二十七条の五第二項第二号イ若しくはロ」を「第二十七条の五第二項第二号ロ(1)若しくは(2)に、「平成十七年国土交通省告示第六百九号の第四号から第八号まで」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）第六号、第九号から第十一号まで及び第十四号」に改め、同号を第三十号とする。

第十八号中「第二十七条の五第二項第一号イからニまで」を「第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)まで」に、「平成十七年国土交通省告示第六百七号の第四号から第八号まで」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十六号）第六号、第九号から第十一号まで及び第十四号」に改め、同号を第二十九号とする。

第十七号の二を第二十八号とし、第九号から第十七号までを第十九号から第二十七号までとし、第八号を第十三号とし、同号の次に次の五号を加える。

十四　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十五　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十六　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者（その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含み、かつ、五年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験二年以上を含む者に限る。）で、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十七　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十八　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

第七号を第十二号とし、第三号から第六号の二までを第七号から第十一号までとし、第二号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

六　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

第一号の次に次の二号を加える。

二　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。）第三条に規定する高度専門士を称するもの

三　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもののうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

附　則

1　この告示は、平成二十八年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

2　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百八十号）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による一級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管工とするものに合格した者を含む。）は、第三十八号に定めるものと見なす。

3　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者は、第三十九号に定めるものとみなす。

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百二十号）の施行に伴い、及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第二項第一号ロ(5)の規定に基づき、同号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

なお、建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百七号）は、廃止する。

平成二十七年十二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第一号ロ(5)の規定により、同号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）を卒業した後建設機械施工に関し受検しようとする種別に関する六月以上の実務経験を含む一年以上の実務経験を有する者で在学中に施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。）第二条に定める学科を修めたもの

二　学校教育法による大学を卒業した後建設機械施工に関し受検しようとする種別に関する九月以上の実務経験を含む一年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

三　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工に関し受検しようとする種別に関する六月以上の実務経験を含む一年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。）第三条に規定する高